

## 災害時における井戸水の供給に関する協定書

災害時における生活用水に用いる井戸水の供給に関し、寒川町（以下「甲」という。）と平塚信用金庫（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、寒川町内に地震、風水害その他の災害が発生した時（以下「災害時」という。）において、町民生活の安定を確保するため、乙が町民に対し井戸水を供給することについて、必要な事項を定めるものとする。

### （協力内容）

第2条 乙は、災害時において、可能な限り町民に対して生活用水として使用するための井戸水の供給を行うものとする。

2 甲は、平時及び災害時において、前項に規定する井戸水の供給について、町民に対し次に掲げる事項の周知、啓発、及び情報提供を行うものとする。

- （1）井戸水の所在
- （2）井戸水の使用条件
- （3）井戸水の供給開始及び終了
- （4）その他必要な事項

### （井戸の所在）

第3条 乙が町民に対し、井戸水を供給できる井戸は、次に掲げるものとする。

所在地 寒川町岡田1-11-2（平塚信用金庫寒川支店 敷地内）

2 乙が井戸水を町民に供給できる井戸を新たに設置した場合は、その所在地について別に定めるものとする。

### （井戸水の供給時間）

第4条 井戸水の供給時間は、次のとおりとする。

- （1）乙の定めた供給時間
- （2）甲乙協議の上、臨時的に供給時間を定めた場合は、その定めた供給時間

### （維持管理）

第5条 井戸水の供給及び維持管理は、乙の責任において行う。

### （費用負担）

第6条 災害時における井戸水の供給に要する経費は、原則として乙の負担とする。

### （報告）

第7条 乙は、災害時において、町民に対して井戸水の供給及び井戸の開放を行う場合は、その旨を甲に報告するものとする。

2 乙は、その所有する井戸水の使用を中止した場合又は井戸水の提供ができなくなった場合は、その旨を甲に報告するものとする。

### （連絡先）

第8条 第2条に規定する協力内容に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲乙それぞれこの協定に関する連絡窓口を定め、情報を交換し、連絡窓口が変更となった際は、相互に報告するものとする。

### （協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠実に協議して解決を図る。

### （協定の有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、甲又は乙が有効期間満了の日から1か月前までに書面による特段の意思表示をしない限り、1年間延長するものとし、以後もこの例による。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年11月4日

甲 神奈川県高座郡寒川町宮山165

寒川町

町長 木村俊雄



乙 神奈川県平塚市紅谷町11番19号

平塚信用金庫

理事長 尾上達也

